

＊ 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 41

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 43

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 43

○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課） 44

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 45

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 45

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 45

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 46

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 46

道労働委員会告示

○労働委員会規則に基づく公示による交付…………… 46

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「及び生年月日」を「、生年月日及び性別」に改める。

第9条第1項中「別記第5号様式」を「同条第1号又は第2号の場合にあっては別記第5号様式による届出書を、同条第3号の場合にあっては同様式」に改める。

第13条の10第1号中「若しくは法」を「若しくはは」に、「第9条第2項」を「この規則第

9条第3項」に改める。

第20条中「第23条の2第1項」を「第23条の2」に改める。

第21条中「第23条の5第1項」の次に「又は第2項」を加える。

別記第5号様式末尾欄外注2の事項中「免許証又は」を「建築士法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合は、免許証又は」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第21条関係）

一級

二級

木造

建築士事務所登録事項変更届

年 月 日

北 海 道 知 事
指定事務所登録機関 様

届 出 者

（開設者の氏名（開設者
が法人である場合は、
名称及び代表者の氏名）

印

建築士事務所の登録事項に変更があったので、建築士法第23条の5（第1項
第2項）の規定

により、次のとおり届け出ます。

建 築 士 事 務 所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	〒
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	() 第 号

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地			
	電話番号			
		ふりがな	ふりがな	

変 更 事 項	開設者の氏名又は名称				
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添 1 のとおり			
	管理建築士	ふりがな	ふりがな		
		氏 名	氏 名		
		登録番号	登録番号		
		登録年月日	登録年月日		
		一級・二級・木造の別	一級・二級・木造の別		
				管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号	
所属建築士	別添 2 のとおり				
その他					

※審査		※審査年月日	
※受付欄	※登録年月日		※通知年月日
	※備考欄		

(作成担当者)

部 署 :
 氏 名 :
 T E L :

注 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。

2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。

3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

4 届出者欄に署名した場合、押印を省略できます。

5 ※印欄は、記入しないでください。

別添 1

役員名簿

変 更 前			変 更 後		
ふ り が な 氏 名	役 名		ふ り が な 氏 名	役 名	生 年 月 日

		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日

注1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。

2 この書類に記入しきれない場合は、別紙に記入してこの書類に添えてください。

別添2

所属建築士変更事項

○新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては、 その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	当該建築士 事務所に属 することと なった日

○所属建築士として登録されている者

ふりがな 氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては、 その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	当該建築士 事務所に属 しないこと となった日
変 更 前				変 更 後		
一級建築士 名				一級建築士 名		
二級建築士 名				二級建築士 名		
計 木造建築士 名				計 木造建築士 名		
構造設計一級建築士 名				構造設計一級建築士 名		
設備設計一級建築士 名				設備設計一級建築士 名		

注1 「所属建築士として登録されている者」については、登録されている全ての所属建築士を記入の上、当該建築士事務所に属さないこととなった建築士について、当該建築士事務所に属さないこととなった日を記入してください。

2 この書類に記入しきれない場合は、別紙に記入してこの書類に添えてください。

別記第8号様式中「名簿を抹消した年月日」を「登録年月日」に、「通知書交付年月日」を「通知年月日」に、「経由庁欄」を「備考欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月25日から施行する。ただし、第6条第2号、第9条第1項、第13条の10第1号、第20条及び別記第5号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下この項において同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の建築士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第5号様式又は別記第8号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第5号様式及び別記第8号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

3 この規則の施行の日から平成28年6月30日までの間に限り、改正後の規則別記第7号様式の規定にかかわらず、改正前の規則別記第7号様式の規定により作成した用紙を使用することができる。

告

示

北海道告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年6月9日、沼田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、日高門別土地改良区が管理する幾千世1号頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成27年6月23日

認可した管理規程の概要

幾千世1号頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第471号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成27年8月12日から同年9月25日まで

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有していること。

(5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年6月24日から同年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成27年8月4日午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel

KAIOMARU Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 4, 2015

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo Nishi 6-Chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡小清水町字小清水911・912（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3 (1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美瑛市役所の掲示場に掲示した。

平成27年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1349号
- 2 所在が不明な者 川西 智恵子、小西 政和

北海道告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧

に供する。		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
平成27年 6 月23日		(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室	
北海道知事 高 橋 はるみ		(2) 所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目	
道 労 働 委 員 会 告 示			
北海道労働委員会告示第 1 号			
労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第49条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。			
なお、交付すべき書類は、北海道労働委員会事務局総務審査課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成27年 7 月 7 日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。			
平成27年 6 月23日		北海道労働委員会会長 成 田 教 子	
2 売りさばき人の項余市町農業協同組合の事項を削る。		1 事 件 名	
		平成27年道委不第 3 号リマック不当労働行為事件	
		2 交 付 す べ き 書 類	
		1 の事件に関する調査開始通知書及び申立書写し	
		3 交付を受けるべき者	
		所 在 地 福岡県福岡市博多区住吉 2 丁目16番12号	
		被 申 立 人 株式会社リマック	
		上 記 代 表 者 代表取締役 山口 洋史	
正 誤			
○平成27年 6 月16日（第2692号）			
北海道告示第458号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。			
ページ		欄 行	
28		左 2	
誤		三石旭町（Ⅰ－3－407－2047）	
正		三石旭町 <u>1</u> （Ⅰ－3－407－2047）	

道 教 育 庁 教 育 局 告 示			
北海道教育庁空知教育局告示第39号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
平成27年 6 月23日		北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男	
1 落札に係る物品等の名称及び数量		パーソナルコンピュータ等の賃貸借（1 月当たりの単価） 42台分 一式	
2 落札を決定した日		平成27年 6 月 5 日	
3 落札者の氏名及び住所		(1) 氏 名 株式会社JECC	
		(2) 住 所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号	
4 落札金額		132,200円	
5 契約の相手方を決定した手続		一般競争入札	
6 一般競争入札の公告		平成27年 4 月24日付け北海道教育庁空知教育局告示第31号	